

衆議院環境委員会ニュース

平成 23. 5 .17 第 177 回国会第 6 号

5 月 17 日（火）第 6 回の委員会が開かれました。

1 派遣委員からの報告聴取

- ・東日本大震災に係る災害廃棄物対策等の実情調査のため、宮城県に派遣された委員を代表して、小沢委員長から報告を聴取しました。

2 環境の基本施策に関する件

- ・松本環境大臣、小宮山厚生労働副大臣、松下経済産業副大臣、近藤環境副大臣、市村国土交通大臣政務官、樋高環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

江田 康幸君（公明）

- ・東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理について、仮置き場用地の確保に向けた国及び県の支援状況及び福島第一原子力発電所事故による放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の基本的な処理方針を伺いたい。
- ・同大震災により津波浸水や地盤沈下をした地域について、当該土地を国が買い上げるとともに、住民の集団移転に要する費用を国が全額負担すべきとの考えに対する国土交通省の見解を伺いたい。
- ・「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」による財政特例措置の対象は、合併処理浄化槽については市町村設置型に限られているが、同等の支援措置を個人設置型にも行う必要があるのではないか。また、今回の大震災を今後の下水処理の在り方を考える契機にすべきとの観点から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進のため一層の公費支援を行う必要等もあると思うが、政府の見解を伺いたい。

近藤 三津枝君（自民）

- ・去る 4 月 8 日に環境省が公表した「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する Q & A」において、被災市町村内の中小企業については災害廃棄物の収集・運搬及び処分とともに解体工事も災害廃棄物処理事業（全額国庫補助事業）に含むとされているが、大企業の場合には解体工事は同事業の対象とされていない。しかし、大企業も中小企業との差を設けることなく、解体工事を同事業対象に加えるべきではないか。
- ・災害復旧・復興に係る被災住民の臨時雇用による収入が、受給している失業保険の減額又は停止の要件に該当しないよう、雇用保険制度を弾力的に運用する必要があるの

ではないか。

- ・被災地の復旧・復興に当たって、環境省は、災害廃棄物の処理にとどまることなく、平成 12 年の省庁再編で環境省の任務として新たに加えられた「良好な環境の創出」（環境省設置法第 3 条）も含めて考えるべきと考えるが、環境大臣の見解を伺いたい。

森岡 洋一郎君（民主）

- ・災害廃棄物の処理については、地方自治体間の広域的処理により埋立て等処分を行うだけでなく、民間の産業廃棄物処理・リサイクル施設も活用していくべきと考えるが、その活用方針について伺いたい。
- ・迅速・低コストで環境負荷の少ない災害廃棄物の処理を行うため、環境省及び国土交通省が災害廃棄物の現存地及び量等の情報と民間の産業廃棄物処理業者の処理能力との広域的なマッチングを協働して行うべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。
- ・災害廃棄物を可能な限り被災地域内で処理することで地元の雇用に結び付けたいとの被災地の要請もあることから、安全作業方法等を周知徹底しつつ、被災地域における災害廃棄物の分別等作業で被災地域の雇用促進が図られるよう配慮していく必要があるのではないかと。

中野 譲君（民主）

- ・平成 23 年度第 1 次補正予算において、災害廃棄物の仮置き場用地として被災地域内の民有地を借りるための予算が十分に確保されているのか、また、各被災地において、十分な仮置き場を先手で確保していくことの環境大臣の決意を伺いたい。
- ・東日本大震災において、首都圏でも液状化被害が発生している。同じように液状化被害を受けながら埼玉県や神

奈川県では全壊世帯がなかったため、現行の被災者生活
再建支援制度の下では救済されないことに対し、環境大
臣の政治家としての考えを伺いたい。

- ・家屋が全壊又は大規模半壊していなくとも液状化によっ
て傾くと住み続けることはできないことから、液状化被
害に対する救済要件をさらに緩和して、救済対象外であ
る地域にも支援対象を拡大するよう再検討すべきと考え
るが、環境大臣の決意を伺いたい。